



9/16(月)は、敬老の日です。日頃離れて感謝の気持ちを伝えそびれているおじいちゃん、おばあちゃんに、電話で感謝の気持ちを伝えてみるようにしましょう。最近の新入社員さんは、固定電話を使ったことがないというみなさんが多いです。マナー研修の際にはまずは固定電話の取り方から、通話をしたことがないというみなさん向けにはみっちりロールプレイングを行います。



1. 最低賃金

●最低賃金、今年もアップ

～最高のアップ額は徳島県の84円!～

→10月からの**最低賃金(地域別)**について、全都道府県の答申が出そろいました。異議申出等なければ、10/1以降順次開始となります。昨年に続き、制度開始以来**最高額**となります。

【最低賃金】(抜粋)

都道府県	新最低賃金(旧)	いつから?
愛知	1.077 (1,027)	10/1
岐阜	1.001 (950)	10/1
三重	1.023 (973)	10/1
静岡	1.034 (984)	10/1
東京	1.163 (1,113)	10/1
神奈川	1.162 (1,112)	10/1
大阪	1.114 (1,064)	10/1

※全都道府県の最低賃金(厚生労働省)↓

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/001297510.pdf>

- 時給に換算をして、クリアしているかチェックします。例えば**月給者**は「**月給÷月平均所定労働時間**」の計算をして、上記の金額**以上**であれば問題ありません。(※月給から、時間外等割増・精皆手当・家族手当・通勤手当等は除外します)
- パート、正社員等問わず、**すべての従業員**に適用されます。
- 加重平均51円アップは、制度開始以来**最高額**の引上げです。

2. 過労死等防止

●過労死防止大綱、変更

～定期の3年ごとの見直し～

→長時間労働は減り有給取得率もアップしているものの過労死等による労災件数は増加しており、対策が求められます。

【過労死防止大綱の変更点】おもなもの

- ・R6.4から開始された**建設・運送・医師等**の時間外労働の**上限規制**の遵守を徹底
- ・過労死等を**繰り返し発生**させた企業に改善計画を策定させるなど再発防止の**指導を強化**
- ・**フリーランス**・事業者間取引適正化等法の施行(R6.11)後の**履行確保**、個人事業者等の安全衛生対策・健康管理の強化、労災保険の特別加入制度の対象拡大等の取組を推進
- ・**芸術・芸能分野**を重点業種(建設・医療等)等に追加
- ・**勤務間インターバル制度**の周知
- ・**事業主**は、管理職や上司、若年労働者に対する労働関係法令の**研修等**で**過労死等・ハラスメントの防止**に努める
- ・**従業員**は、睡眠状況等**生活スタイルを見直す**など主体的に過労死等の防止対策に取り組むよう努める

- 建設・運送・医師等**の時間外労働の上限規制については、今後**調査**の指摘項目に追加されそうです。
- 勤務間インターバル制度**を知らない企業の割合をR10までに5%未満にする等、数値目標も掲げられています。

今月のピックアップ



●賃金のデジタル払い、資金移動業者指定～全国初!～

資金移動業者にPayPay株式会社が指定されました。昨年の4月に開始されて以来**初の指定**です。労使協定があっても、**従業員が希望**した場合のみデジタル払いが可能になります。

●ハローワークの求人票からトラブルへ～民間会社から多額の請求が!～

求人票を見た民間の会社から**無料**の求人広告が出せると言われ依頼したところ、無料期間後に**自動的に有料**になり**多額の費用**を請求される被害が発生しているため**ご注意ください**。

□お問い合わせ先□

〒460-0003

名古屋市中区錦2-15-19

アゼット錦ビル5B

中京社会保険労務士法人

電話:052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

